

情報共有システム試行業務に係る特記仕様書（請負者希望型）

（適用）

第1条 本業務の実施にあたっては、設計業務等委託契約書、今治市測量業務共通仕様書、地質・土質調査業務共通仕様書及び設計業務等共通仕様書その他の仕様書によるほか、本仕様書によるものとする。

（対象業務）

第2条 本業務は、請負者が希望する場合、情報共有システム試行対象業務とすることができる。愛媛県土木部における情報共有システムの試行要領に基づき、発注者との協議のうえ、業務契約期間中に行う発注者との情報交換において、情報共有システムを活用することができる。

（実施協議）

第3条 請負者は、情報共有システムの使用を希望する場合は、業務打合せ簿により、発注者と協議しなければならない。

2 第1項の協議において、請負者は、使用しようとする情報共有システム、利用する機能、取り交わしを希望する業務帳票等について監督員と調整のうえ、「委託業務着手時確認シート」を提出し、発注者の承諾を得ること。

（情報共有システム利用料等）

第4条 情報共有システムの登録料及び利用料は、間接測量費、業務管理費及び間接原価の率計上額に含む。

2 情報共有システム利用に係るASP事業者との利用手続、契約及び利用料等の支払いは、請負者が行うものとする。

（電子納品）

第5条 情報共有システムにより発議し決裁処理を行った業務帳票類は、電子納品の対象とし紙媒体での提出は不要とするので、請負者は、愛媛県土木設計業務等の電子納品要領に従い、電子成果品に保存して納品すること。また、電子成果品内に格納したファイルの内容を示した「情報共有システム利用業務帳票類一覧表」を併せて提出すること。

（調査等への協力）

第6条 請負者は、情報共有システムの利用に関して発注者が行う各種の調査等に協力しなければならない。また、業務完了後にあっても同様とする。

（その他）

第7条 その他、本仕様書に定めのない事項は、発注者と請負者との協議して定めるものとする。また、愛媛県土木部における情報共有システムの試行要領及び本仕様書において、本仕様書を優先する。